

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長の項中第13号を削り、第39号を第41号とし、第14号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第15号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 1件5,000,000円以下の支出決定に関する事。

(14) 1件10,000,000円以下の負担金、補助金及び交付金に係る交付決定その他の決定並びにこれに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第1局長の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 審議会、審査会等の委員の委嘱及び解嘱並びに命免に関する事。

別表第1庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項第5号中「の交付決定（本市の条例又は規則の規定による補助金にあっては、」を「に係る交付決定」に改め、「を含む。）」を削る。

別表第1課長、庶務を担当する副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長及び担当課長の項中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) ホームページの作成に関する事。

別表第1担当課長、情報企画担当課長及び課を置かない室に置く課長の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号

を加える。

- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。

別表第2総務局長の項第3号中「保健政策監」の右に「交通政策監」を加える。

別表第2まち美化推進課長の項の次に次の1項を加える。

適正処理施設部長	(1) 魚粉その他飼料の売却決定及び契約に関すること。
----------	-----------------------------

別表第2保健福祉局長の項第1号中「国民健康保険団体連合会及び日本鉄道共済組合」を「及び国民健康保険団体連合会」に改め、同項第2号中「生活保護法」の右に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「及び老人保健法による医療の給付」を削り、同号を同項第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (4) 介護保険法による拠出金及び納付金の支出決定に関すること。

- (5) 介護保険法による指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等及び介護支援専門員との調査の委託契約に関すること。

別表第2保健福祉局長の項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律による納付金、支援金及び拠出金の支出決定に関すること。

別表第2保健福祉部長の項第4号中「国民健康保険団体連合会及び日本鉄道共済組合」を「及び国民健康保険団体連合会」に改める。

別表第2生活福祉部長の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「国民健康保険団体連合会及び日本鉄道共済組合」を「及び国民健康保険団体連合会」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険法による診療報酬，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費及び高額療養費の支出決定に関すること。

別表第2生活福祉部長の項中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，同号の次に次の1号を加える。

(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の支出決定に関すること。

別表第2生活福祉部長の項第7号を次のように改める。

(7) 国民健康保険団体連合会に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料及び審査支払手数料の支出決定に関すること。

別表第2生活福祉部長の項第10号を削る。

別表第2保険年金課長の項第1号中「及び高額療養費（保険医療機関又は保険薬局に受領が委任されたものに限る。）」を削り，同項第2号及び第3号を削る。

別表第2子育て支援部長の項第2号中「，国民健康保険団体連合会及び日本鉄道共済組合」を「及び国民健康保険団体連合会」に改める。

別表第2保健衛生推進室部長の項に次の1号を加える。

(5) 学童う歯対策事業に係る医療費の支出決定に関すること。

別表第2健康増進課長の項中「健康増進課長」を「保健医療課長」に改め，同項の次に次の1項を加える。

医務審査課長	(1) 国民健康保険法による保険給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関すること。
--------	---

別表第2放置車両対策課長の項中「放置車両対策課長」を「自転車政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)